

Information

獨協地域と子ども法律事務所は、
「地域」に根ざし
法律問題を幅広く取り扱うとともに、
「子ども」の問題に
広く取り組む法律事務所です。

～法律相談のご案内～

法律に関する問題で困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 月～金（祝日を除く）9：30～17：30
※法律相談は30分5,500円（税込）です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

事務所案内



ホームページも是非ご覧ください。 [\[Dokkyo Law\]](#) [\[Search\]](#)

地域

暮らしや生活に関わるトラブル、借金・不動産・仕事・家庭・離婚・相続などの法律問題、交通事故や刑事事件などを取り扱っています。

子ども

隣接する「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」と連携し、家庭・学校・社会における子どもの問題を取り組んでいます。

獨協地域と子ども法律事務所

2023.4 vol.16

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10
TEL. 048-946-1730 FAX. 048-946-1733

代表弁護士：柳 重雄（埼玉弁護士会所属）

URL <https://dokkyo-law.jp>

『いじめ予防授業』、やっています



7年前から、県内の小学校や中学校に行って、いじめ予防授業をやっています。年間で7～8校を回っています。そこで感じることは、学校では「いじめ」とは何か、ということをあまり教えていないことです。学校では「いじめは絶対ダメ」という様なスローガンを掲げて、いじめは許されないと指導しています。ただ、子ども達に、そもそも「いじめ」とは何かを教えていないのです。

平成25年に成立した『いじめ防止対策推進法』では、いじめの定義が記載されています。その内容を簡単に表すと、「いじめ」＝「傷つき」です。相手の子が傷ついた場合には「いじめ」に当たります。

なぜ、このような定義が作られたかというと、過去の教訓からです。これまで、周囲の人（教員も含め）が色々な理由をつけていじめを見過ごして、深刻な被害が繰り返し生じてきました。「大したことではないから」、「ふざけてやっていただけだから」いじめではないという様な理由をつけてです。この教訓を踏まえて、深刻な事態になる前に周囲が早期に対応する為に子どもの「傷つき」に着目することにしています。

いじめ予防授業では、実際にあつたいじめのケースを用いて、子ども達に「いじめ」とは何かを具体的に考えてもらっています。授業中に子ども達にいじめとは何かと聞くと、「殴った場合にいじめ」、「複数でやつらいじめ」と答える子が何人もいます。授業後のアンケートでは、「いじめの基準を初めて知った」と答える子がかなりいます。

授業では、いじめが起きた場合に、周囲の子ども達は何ができるかについても考えてもらっています。いじめの研究では、「傍観者」の子ども達がいじめに対して適切な行動を取ることができると、いじめがエスカレートすることを防ぐことが明らかになっているからです。いじめている子を直接、注意することは難しくても、先生に相談したり、いじめられている子に話しかけて孤立させないことが大切です。

今後もいじめ予防授業を続けていきたいと考えています。また、いじめ問題を解決していくには、子ども達だけでなく教員、そして保護者の方の理解も必要です。現在は、教員向け研修や保護者向けの講演会も行っています。子ども達が学校で安心して過ごす環境を作る為には、みんなが共通の理解を持つことが何よりも大切だと考えています。

弁護士 川原 祐介

子どもオンブズマンという仕事



子どもオンブズマン。スウェーデン語のOmbudsmanに由来する言葉であるが、当のスウェーデン語では「共性名詞（両性名詞）」と位置づけられていて、男性を表す言葉ではないとされている。なので、オンブズマンでよいと思うのだが、英語のmanが男性を表すので、最近では、国際的にも、オンブズパーソンと言うことが多い。

さて、この子どもオンブズマン。国連・子どもの権利委員会が、子どもの権利条約を批准した国に対してその設置を求めている子どもの権利の独立した監視（Independent monitoring）の仕組みの一つの形であり、その設置は、同条約の締約国の「中核的義務」の一つと位置づけられている。国際的には、国レベルの機関としておかれている場合が多く、名称は、子どもオンブズマンに限られるわけではなくいろいろで、約85カ国がこれを設置している。日本では、昨年のこども基本法の審議において、子どもコミッショナーとして議論された。ただし、その設置は今後の検討課題として見送られ、残念ながら設置には至らなかった。

ところで、この子どもオンブズマン。日本の場合、国にはまだ設置されていないが、自治体で、子どもの相談・救済機関として増えてきている。その始まりは、川西市の子どもの人権オンブズパーソン、川崎市の人権オンブズパーソン、埼玉県の子どもの権利擁護委員会であるが、子ども権利擁護委員、子どもの権利救済委員などという名称のものが多く、今や約45の自治体で設置され、近年では、埼玉県内でいうと、北本市で、東京当たりでも、次々と設置が進んでいる。

さて、この子どもオンブズマンの仕事であるが、大きく分けて、①子ども等からの相談を受けての個別救済、②制度改善、③子どもの権利の普及・啓発であるが、日本の場合、諸外国に比べて①の機能の比重が高く、逆に言えば、②③が弱いので、このあたり、もっと力を発揮してもらいたいと思う。

そして、この子どもオンブズマン。弁護士がなることが多い。しかし、弁護士の仕事とはちょっと違うとの意識も大切である。もちろん、弁護士っぽくやることも大切な場合があるが、大人からの相談であっても、子どもの思い、考え、意見をよく聴き、子どもがこれなら出来ると思えるやり方で、子どもの意見等を代弁することが主たる役割で、それを通じて関係機関の本来の力を引き出すというやり方が有効である。弁護士のやり方では力及ばないこともあります、多職種で取り組むことも大切である。

※参考：日弁連子どもの権利委員会編『子どもコミッショナーはなぜ必要か・子どものSOSに応える人権機関』（明石書店、2023年）

弁護士 野村 武司

児童相談所関連案件について

当事務所には、「児童相談所（以下「児相」といいます。）に一時保護された子を取り戻したい」、「児相から求められた措置への同意を拒否してよいか」等の親権者からの児相関連のご相談が寄せられます。

親権者は、突然、我が子が「奪われた」ことに動転しますし、虐待をした親だと見られることへの恐怖から安易に周囲へ相談できません。また、事案によって、児相が把握している虐待等の事実関係が実際には存在しない（あるいは、内容が大きく異なる）場合がありますし、事実関係が存在する場合でも、その背景には様々な事情があり、親権者自身が苦しんでいらっしゃる場合がほとんどです。

したがって、ご相談を受ける際には、まずは、相談をしに来てくださった気持ちを受け止め、親権者の話をしっかり聴くことを心がけています。

その上で、手続きの内容や今後の流れ、注意事項等を説明して終わる場合もあります。手続内容は、一度は児相から説明されているはずですが、説明が不十分、専門用語が多い、あるいは、親権者の動転等から記憶に残らない場合が多いことを念頭に、改めて丁寧に説明します。

法律相談だけでは不十分な場合には、親権者の代理人となり、児相との協議、児相と親権者との面会への立会い、法的手続き等を検討します。

児相との協議では、児相の事実認識や問題意識を確認し、事実の誤りがあれば訂正をし、問題意識が不合理であれば、その旨を訴えます。一方、事実に誤りがなく、問題意識も妥当な場合は、児相と協働して環境を整え、早期の家庭復帰等を目指します。児相と親権者との意思疎通が取れず問題が拗れてしまっている場合には、両者の意向を分かりやすく相手に伝えることで、橋渡しするよう努めます。

なお、協働して進める方針であっても、適宜、児相に適切な対応や子との面会の早期実施を求める等、親権者の意向を踏まえた要求をしていきます。児相から一時保護の延長や措置への同意を求められた場合も、その意味合いや同意のメリット、デメリットを説明した上で、親権者と相談しながら方針を考えていくことになります。

弁護士 竹内 由紀



法制審議会家族法制部会について

民法において、父母の婚姻中は、未成年者（2018年の民法改正により、施行日である2022年4月1日以降は、18歳未満が未成年者となりました。）の親権は父母が共同して行うこととされています。父母が協議離婚をするときは協議で父母の一方を親権者と定めなければならず、裁判離婚の場合には裁判所が父母の一方を親権者と定めます。

2011年の民法改正時の附帯決議で、親権制度に関し、今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、親権の一部制限度の創設や懲戒権の在り方、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討することとされました。

そして、法制審議会総会第189回会議において、新たに家族法制部会が設置されました。

2021年3月30日に第1回会議が開催され、2022年11月15日の第20回会議で「家族法制の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、この試案について、2023年2月17日まで、パブリックコメントの手続が実施されました。

現代社会においては、家族の在り方も多種多様化していることから、児童虐待、DV、父母の葛藤に巻き込まれる子どもの心理などの問題にも配慮しながら、離婚手続への司法の関与の在り方、養育費や面会交流等に関する支援体制の在り方など、離婚後の子どもの養育の在り方を慎重に検討することが重要だと思います。また、検討する際には、未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する実態調査の結果も踏まえるべきだと思います。

日本が1994年に批准した子どもの権利に関する条約では、子どもは、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有しており（子どもの権利に関する条約7条1項）、子どもが有するその権利を具体的にどのような制度によって実現していくか、今後の法制審の議論にも注視したいと思います。

弁護士 久能 由莉子



日本の農業・食の発展のために

私は、農林業と食料・健康を守る埼玉連絡会（埼玉食健連）の会長として、埼玉の農業生産者や消費者の皆さんと一緒に活動しています。日本は食料自給率38%、今や農業は非常な危機をむかえています。また、コロナ禍やウクライナ侵攻等も加わって世界の食料危機も進んでいます。

今、政治の世界では敵基地攻撃能力とか大軍拡などといわれていますが、もし戦争にでもなったら、いくらミサイルを発射できても、たちまち日本中が飢餓に襲われるのではないかと心配です。軍拡よりも日本の農業を保護して食料自給率の向上をはかることが、よほど重要であると思います。埼玉でも本気になって、埼玉農業を保護し、都市農業や近郊農業を含めて発展させてゆきたいと思います。



昨年「安全な地元農産物の活用と学校給食の無償化をめざす埼玉連絡会」が結成され、私達も代表の一員を担い活動を開始しています。外国からの遺伝子組み換え等の輸入食材を使うのではなく、地産地消の安全な、できればオーガニックの食材を使った給食を提供すること、そして子どもの貧困を克服するために給食の無償化を図ることはとても重要な思います。農業や食の面で新しい時代を切り開いて行きたいと思います。

弁護士 柳 重雄

憲法について考えてみよう

みなさんは、憲法改正について意見を聞かれた場合、どのようにお答えしますか？しっかりと自分の意見を言える方もいれば、そもそも憲法改正の何が問題なのかよくわからないという方も少なくないと思います。メディアで憲法改正について取り上げられることはあっても、そもそも憲法がどのようなものなのか知る機会は少ないように思います。そこで、憲法改正や近時の憲法を取り巻く問題について、周囲の意見に流されず、自分の頭で考えられるように、「憲法について考えてみよう」と題する講演を行わせていただきました。

憲法について勉強したことがない方でも分かりやすいように、他の法律との違いや、憲法が制定された経緯、憲法の果たす役割等について、できる限りかみ砕いてお話させていただきました。特に、憲法とは、国や政治家が暴走して国民の人権を侵害しないようにコントロールするための法律であることは、必ずしも十分に周知されていないように思われます。そして、これらの基本的な知識を踏まえて、憲法改正はなぜ慎重に判断する必要があるのか、また、近時の安全保障と憲法との関係等についてお話をしました。

民主主義の社会において最も大切なのは、国や政治家の聞こえの良い話に流されてしまうのではなく、国民一人一人が「憲法について十分理解した上で」考えることだと思います。今回の講義で少しでも憲法の理解が深まり、憲法を取り巻く問題について考える一助になってくれたら幸いです。



弁護士 鮎田 謙一

城口順二先生との思い出



弁護士になってから3年ほど、私は川口にある城口順二先生の事務所に在籍させてもらっていました。城口法律事務所は、順二先生が浦和の埼玉総合法律事務所から離れ、趣味などをゆっくりしながらやろうとして開設した事務所でしたが、私が、その事務所の最初の司法修習生としてお世話になったことから、お願いをして入所させていただきました。私は、修習の3ヶ月で順二先生に心底ほれてしまい、給料はいくらでもいいので入れてくださいとお願いをした記憶があります。順二先生は、強くて、優しくて、城口事務所には、順二先生を頼り、他の事務所では断られたような難しい仕事が次々に依頼がきて、目の回るような忙しさでした。救いを求める依頼者のために、順二先生は怒り、闘っていましたが、弁護士だけが、裁判官や検察官、警察組織などの権力と闘うことができる存在であり、依頼者に代わって怒ってあげられる存在であると身をもって教えてくれました。

そんな順二先生が、昨年の3月に亡くなってしまいました。数日前、病院に入院している順二先生と話をしたときには、声は比較的しっかりしており、亡くなってしまうとは全く思えませんでした。

多くの先輩弁護士から、「順二先生の真似はできない。」と何度も言われながらも、私は、その背中に一步でも、二歩でも近づきたいと思い仕事を続けてきたのに、もう追いかけることすらできなくなってしまったことが、本当に寂しくて仕方ありません。

と、言いながらも、順二先生の性格からすると、あちらでハーモニカを吹き、絵を描きながら、案外楽しくやっているのかもしれません。私も、いつか、あちらに行くまでに、順二先生に沢山の話をできるように、日々怒り、弁護士として、闘っていきたいと思いました。心からご冥福をお祈りいたします。

弁護士 井原 正則